（裏　　面）

注意

1　国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができるのは、国外犯罪被害者（国外犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有しない方や、日本国籍を有する方であっても日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる方は、含まれません。）の死亡の時において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、⑴、⑵、⑶の順序（⑵及び⑶に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることはできません。

⑴　国外犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）

⑵　国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑶　⑵以外の国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

2　申請者は、※印の欄には記入しないでください。

3　申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。

4　申請者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。

5　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。

6　下記10の場合を除き、日時の記載は、日本時間を記入してください。

7　「申請者」の「本籍・国籍」の欄並びに「国外犯罪被害者」の「本籍」、「住所」、「勤務先名称・所在地」及び「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時のものを記入し、「申請者」の「国外犯罪被害者との続柄」及び「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実」の欄については、国外犯罪被害者が死亡した時のものを記入してください。

8　「国内最終住所等」の欄には、申請の時において日本国内に住所を有しない場合のみ次のとおり記入してください。

⑴　いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合は、申請者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地

⑵　いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない場合は、申請者の本籍地

9　「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実」には、専ら又は主として国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、国外犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれます。

10　「国外犯罪行為の行われた日時」の欄中の括弧内には、当該欄に記載した日時がいずれの国又は地域における日時か分かるよう、当該国又は地域を記入してください。

11　「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。

なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第１項又は第２項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされています。

12　「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時に国外犯罪被害者が日本国外に生活の本拠を有していた場合に限り、当該国外犯罪被害者にその地に永住する意思があったときは「有」と、なかったときは「無」と、不明であるときは「不明」と記入してください。

13　「国外犯罪被害の発生状況」の欄には、当該被害の原因と考えられる国外犯罪行為の概要やそのような状況に至った経緯を記入してください。

14　「申請者が国外犯罪被害を知った日」は、国外犯罪被害者が死亡し、それが国外犯罪行為によって生じたことを認識した日を記入してください。また、申請者が国外犯罪被害を知った経緯については、例えば、「国内報道」、「現地報道」、「現地警察からの連絡」、「領事官からの教示」等と記入してください。

15　この申請書は、次の書類を添えて提出してください。ただし、これらの書類の１通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。

⑴　国外犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該国外犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

⑵　国外犯罪被害者の氏名、生年月日及び本籍を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）

⑶　申請者の氏名、生年月日、本籍及び国外犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）

⑷　申請者が国外犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、当該国外犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）

⑸　申請者が１の⑵又は⑶に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいないことを証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）

⑹　申請者が１の⑵に該当する場合には、申請者が国外犯罪行為が行われた当時国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していたと認めることができる書類（例えば住民票の写し）

⑺　上記⑴から⑹までに掲げるもののほか、申請しようとする者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類を有するときは、当該書類（例えば現地捜査機関が作成した捜査報告書）

⑻　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第９条第１項第２号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときは、申請者の住民票に記載されていた住所に関する戸籍の附票の写しその他の証明書

⑼　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第９条第４項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書等）

16　この申請書について分からないところがありましたら、警察本部又は領事官にお問い合わせください。